

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
翌日が休日には、  
の翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成四年二月十一日

鳥取県知事 西尾邑 次

- ◆告示  
 生活保護法による医療機関の指定（社会課）
- 生活保護法による診療所の廃止（〃）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（保険課）
- 土地改良区の役員の就任（二件）（農村整備課）
- 土地改良区の役員の退任（〃）
- 県営土地改良事業計画の変更（〃）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（十一件）（〃）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- 海岸保全区域の指定の一部改正（港湾課）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

### ◆公安告示

大月歯科医院	院医療法人市場医	佐々木歯科医院	米子中海病院	門下歯科医院	三宅医院	鳥取市大丸三九〇一二四	平成三年十二月十八日
倉吉市上井三三三一六	境港市馬場崎町一七七	米子市祇園町二丁目二〇	米子市彦名町二二五〇	米子市彦名町二二五二	平成四年一月一日	平成四年一月一日	平成三年十二月二十五日
"	"	"	"	"	"	"	"

## 鳥取県告示第百六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第一十一号）第十四条第一項の規定に基いて、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年二月十一日

鳥取県知事 西 風 回 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
市場医院	境港市馬場崎町一七七	平成二年九月一日
大月歯科医院	倉吉市上井三一六一	平成二年十月一日
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目一六一	平成四年一月一日
医療法人厚生会 米子内科クリニック	米子市加茂町一丁目一六 ク	"

## 鳥取県知事 西 風 回 次

## 鳥取県告示第百七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十号）第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定による告示する。

平成四年二月十一日

指定番号	種 別	題 目	書 号	発行記号等	類別	表示された発行所名
4379	雑誌その他 の刊行物	花盗人		ISBN 4-06-204646-56-B X-57	雑誌 01 4-28E X-29	ブルボン出版
4380	"	彩香				
4381	"	恋心裂		402B —20	Do企画	
4382	"	発情姉妹		402A —19	Do企画	
4383	"	F R E A K		S T-3 M 3	Do企画	
4384	"	月刊Hen 8月増刊号 投稿写真館		雑誌コ ド179 28-8	ビデオ出版	
4385	"	シティメイツ 10月号		雑誌コ ド043 53-10	ビデオ出版	
4386	"	月刊Hen ! 10月号		雑誌コ ド179 27-10	ビデオ出版	
4387	"	アッフル通信 11月号		雑誌コ ド155 9-11	三和出版株式会社	
4388	"	HARDギャル 2月号		なし	三共図書出版社	
4389	"	ギャルズストーリー 2月増刊号		なし	三共図書出版社	
4390	"	過激通信 3月号		雑誌コ ド134 51-3	三共図書	
4391	"	G A L情報 3月号		なし	三共図書出版社	

## 報 公 県 取 鳥

4392	"	デラベービン 3月号	雑誌 0644 1-03	メディアックス	4408	"	大人のオモチャの使い方	B E-0 2 0	M&Aカンパニー
4393	"	V I D E G A L 通信 49	なし	三共図書出版社	4409	"	ボディコンナースエロトピア	D U-0 0 9	デューエク・コー ボレーショソ
○4394	"	あげちゃう! 女教師 7	雑誌 5161 1-26	秋田書店	4410	"	陰魔	G R-0 0 9	ターム・アロー 株式会社
○4395	"	S O A P の MOKO ちゃん 2	雑誌 5601 0-57	秋田書店					
○4396	"	ぱつつくメイク LOVE 2	雑誌 5032 2-05	スコラ					
○4397	"	純愛ものがたり	雑誌 5181 1-61	辰巳出版					
○4398	"	嘆きの健康優良児 II	雑誌 5775 0-30	富士美出版					
○4399	"	お嬢さまドキドキ 1	なし	フランス書院					
○4400	"	放課後にハーニング	なし	フランス書院					
○4401	"	わくわくハイレグ娘	なし	フランス書院					
○4402	"	ナメツ娘女子大生	雑誌 5111 1-52	ミリオン出版					
○4403	"	乙女のお願い	雑誌 5381 0-84	ワニマガジン社					
○4404	"	機甲人類伝 BODY 2	雑誌 5381 0-98	ワニマガジン社					
○4405	"	ホンバン10秒前	雑誌 5381 1-05	ワニマガジン社					
○4406	"	燃えよ鉄人 1	雑誌 5381 0-68	ワニマガジン社					
4407	ピデオテー	吸淫ハードコア	CR-0 0 2	株式会社クラッ シユビデオ					

(注) 指定番号欄の○印は、少年少女向けコミック本を示す。

## 鳥取県知事第458号

国民健康保険法（昭和三十二年法律第四十九号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定による届出の受理があつたものとみなせられるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十六号）第一条の規定により、次のとおり公示する。

平成四年一月十一日

鳥取県知事 西 風 昭 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町111	平成四年一月一日
医療法人福鳴歯科医院	鳥取市栄町六〇九	"

## 鳥取県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 高塚 博臣 東伯郡東伯町大字八橋四九九  
松本 正志 〃 九三二一五

山本 房雄 〃 一五八四  
河本 茂 〃 三一七〇

押本 匠平 〃 三四五七一三五

大字笠見三二

川上 隆壽 〃 大字三保二五三

宮本 勝宏 〃 大字倉坂六六九

桑本 光博 〃 大字公文一九四一

戸田 章 〃 大字山田三一六

平野 聖博 〃 大字大杉四八七

山本 吉彦 〃 大字福永二四九

中西 喜久雄 東伯郡東伯町大字田越三三六

橋本 進吾 〃 大字倉坂六四〇

監事 任期平成七年九月十三日まで

平成四年一月十四日就任

## 鳥取県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 林原茂樹 西伯郡名和町大字倉谷五八一  
平成四年一月二十三日就任 任期平成六年四月五日まで

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 竹田鉄雄 西伯郡名和町大字西坪六五  
平成四年一月二十日退任

任期平成七年九月十三日まで

## 鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畠地帯総合土地改良事業加勢蛇東地区農道整備、農業用用排水、区画整理及び農用地造成を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 三 縦覧に供する場所

東伯町役場

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てるること。

## 鳥取県告示第百十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十七号）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦

## 鳥取県告示第百十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢四号）地

覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百十六号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十八号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年二月十二日

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十八号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し  
 縦覧に供する期間  
 平成四年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
 鳥取市役所
- 四 異議の申出  
 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十七号**

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十二号）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書及び条例の写し  
 二 縦覧に供する期間  
 平成四年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
 鳥取市役所
- 四 異議の申出

**三 縦覧に供する場所**

鳥取市役所

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百十八号**

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福谷二十号）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書及び条例の写し  
 二 縦覧に供する期間  
 平成四年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
 鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百十九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木七号）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百二十一号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（祢宜谷六号）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定した

#### 鳥取県告示第百二十号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（祢宜谷三号）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十二号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（祢宜谷七号）

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業下段地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成四年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

縦覧期

#### 鳥取県告示第百二十四号

八東町が行う土地改良事業に係る北山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

#### 八東町役場

- 三 縦覧に供する場所  
八東町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成三年十月三日鳥取県指令受都計三一一第三十二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市和田町字濱田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市西町二丁目四一八  
有限会社橋本商事

代表取締役 橋本満義

## 鳥取県告示第百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月二十九日鳥取県指令受都計三一一第三十五号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字富益境

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町四五〇〇一五四

高橋初恵

高橋好高

## 鳥取県告示第百二十七号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中鳥取県鳥取沿岸赤崎港海岸赤崎東地区海岸の項を次のように改める。

基点一 東伯郡赤崎町大字別所字三谷尻一の一番地先国道 橋脚基部
基点二 基点一から二八〇度三〇分〇〇秒二八・〇メートルの点
基点三 基点一から二九二度二〇分〇〇秒七四・〇メートルの点
基点四 基点三から二七二度〇〇分〇〇秒八八・〇メートルの点
基点五 基点四から二八五度一〇分〇〇秒四五・〇メートルの点
基点六 基点五から三一二度三〇分〇〇秒五二・〇メートルの点
基点七 基点六から二九〇度〇〇分〇〇秒一六三・〇メートルの点
基点八 基点七から二五六度五〇分〇〇秒一二五・〇メートルの点
基点九 基点八から二八〇度〇〇分〇〇秒九五・〇メートルの点
基点十 基点九から二五度五〇分〇〇秒一二五・〇メートルの点
基点十一 基点十から二八一度〇〇分〇〇秒六三・〇メートルの点
基点十二 基点十一から二九九度〇〇分〇〇秒一二一・〇メートルの点
基点十三 基点十二から四度三〇分〇〇秒一四・〇メートルの点
基点十四 基点十三から三三十五度一五分〇〇秒八一・〇メートルの点
基点十五 基点十四から三五五度一〇分〇〇秒五四・〇メートルの点

基点十六 基点十五から一度三〇分〇〇秒一・〇メー トルの点
基点十七 基点十六から二度五〇分〇〇秒三八・〇メ ートルの点
基点十八 基点十七から一六四度四〇分〇〇秒一六・〇メ ートルの点
基点十九 基点十八から一六四度四〇分〇〇秒一六・〇メ ートルの点
基点二十 基点十九から七〇度〇〇分〇〇秒八四・〇メ ートルの点
基点二十一 基点十七から八度〇〇分〇〇秒六九・〇メ ートルの点
基点二十二 基点十三から五一度四〇分〇〇秒九三・〇メ ートルの点
基点二十三 基点七から八度三〇分〇〇秒九〇・〇メ ートルの点
基点二十四 基点二から五度三〇分〇〇秒一・一八・〇メ ートルの点
基点二十五 基点十四から五度三〇分〇〇秒九一・〇メ ートルの点
基点二十六 基点十五から一〇〇度三〇分〇〇秒三〇・ 〇メートルの点
基点二十七 基点一に回り

規格に適合して認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年二月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	フルーツパラダイス2	京葉産業株式会社
"	サンクリスタル	"
"	サンクリスタイル2	"
"	ボクシング	"
"	トータスランド2	"
"	プラボーキングダム	株式会社平和
"	風林火山	"
"	ロックンロール2	株式会社大一商
"	ファンタジーA.A.	"
回胴式遊技機	ムサシーリ	株式会社ペイオニア

### 鳥取県公安委員会告示第十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の